

令和5年度浦安市障がい者短期入所事業所運営費補助金募集要領

浦安市 福祉部 障がい事業課

1. 事業の目的

短期入所事業所の円滑な運営を促進することにより、障がい者の福祉の増進を図るため、短期入所事業所を運営する事業者に対し、その運営に要する経費の一部について、予算の範囲内において、補助金を交付する。

2. 概要

(1) 補助対象事業所

本市に短期入所事業所を設置する者とする。

(2) 補助対象経費

短期入所事業所の運営に要する、従業員賃金、旅費、需用費、役務費、使用料及び貸借料並びに備品購入費とする。

(3) 補助金の額

入所定員に月額 150,000 円（単独型）・75,000 円（併設型）を乗じた額又は補助の対象経費の実支出額から寄附金その他補助の対象経費に係る収入額を控除した額のうち、いずれか少ない額とする。

3. 申請方法

(1) 申請期限 令和5年11月24日（金）

※期日までに間に合わない場合は、事前にご連絡ください。

(2) 申請時に必要な書類 （申請者の押印は不要です。）

- ①浦安市障がい者短期入所事業所運営費補助金交付申請書（第1号様式）
- ②事業計画書（※事業所種別（単独型 or 併設型）・定員を記載すること）
- ③収支予算書
- ④セルフチェックシート
- ⑤勤務形態一覧表（直近一ヶ月分）

4. 審査（選定）方法

(1) 審査方法

提出された申請書類の内容について、書類審査により補助対象事業者としての適否を判断し、補助対象事業者を決定する。

(2) 選定結果の通知

市は、選定結果をすべての申請者に対して書面にて通知する。交付を決定

した場合、「浦安市障がい者短期入所事業所運営費補助金交付決定通知書（第2号様式）」にて通知する。

5. 補助金の請求（請求者の押印が必要です。）

（1）概算払いを希望する場合

市からの「浦安市障がい者短期入所事業所運営費補助金交付決定通知書」受領後、「浦安市障がい者短期入所事業所運営費補助金概算払交付請求書（第7号様式）」により請求する。

（2）概算払いを希望しない場合

市からの「浦安市計画相談支援等推進事業補助金交付決定通知書」受領後、令和5年度の事業完了時に実績報告を行い、補助金額の確定後（7参照）、「浦安市障がい者短期入所事業所運営費補助金交付請求書」により請求する。

6. 実績報告

（1）提出期限 令和6年4月9日（火）

※期日までに間に合わない場合は、事前にご連絡ください。

（2）提出書類（報告者の押印は不要です。）

- ①浦安市障がい者短期入所事業所運営費補助金実績報告書（第4号様式）
- ②事業報告書
- ③収支決算書
- ④勤務形態一覧表（一年間分）

7. 補助金の確定

（1）額の確定通知

市は、実績報告書類を審査し、「浦安市障がい者短期入所事業所運営費補助金額確定通知書（第5号様式）」により補助金の確定額を通知する。

（2）補助金の精算（精算書の押印が必要です。）

概算払いにより補助金の概算交付を受けた場合、「浦安市障がい者短期入所事業所運営費補助金額確定通知書」受領後、「浦安市障がい者短期入所事業所運営費補助金概算払精算書（第8号様式）」を提出する。

この際、概算払交付額が交付確定額を上回った場合には、市に補助金の返還を行う。